

財務省告示第四百十五号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十六年三月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年三月二十六日

財務大臣 谷垣 禎一

(別表)

合 計	利付国庫債券 (十年)										国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
	第 二 百 十 回	第 二 百 五 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
千五百二億円	十八億円	千億円	四十二億円	百億円	七十五億円	百億円	二十億円	十八億円	五十億円	七十五億円	四億円	百五円六十二銭	千五百六十四銭九厘	百六円四十四銭九厘
	百五円三十一銭五厘	百四円七十八銭五厘	百四円七十八銭一厘	百四円七十七銭六厘	百四円七十七銭二厘	百四円七十六銭八厘	百五円六十四銭六厘	百五円六十四銭二厘	百五円六十三銭七厘	百五円六十二銭				